

デマ報道を正当化するサンケイを持ちな
第12回サンケイ公判報告
島崎証人は問題の記事（……）連の
ゲリラ事件に動労千葉が関与していた
ことがはつきりしたわけで……）につ
いて、次のような証言を行いました。
すなわち「『動労千葉が関与してい
た……』と表現した理由は、動労千葉
が信号ケーブル切断事件に『何らかの
かかわりがあった。少なくとも無縁だ

デマ報道を自己弁護する
サンケイ・島崎
島崎証人は問題の記事（……）連の
ゲリラ事件に動労千葉が関与していた
ことがはつきりしたわけで……）につ
いて、次のような証言を行いました。
すなわち「『動労千葉が関与してい
た……』と表現した理由は、動労千葉
が信号ケーブル切断事件に『何らかの
かかわりがあった。少なくとも無縁だ

動労千葉労働学校 第4回講座開催のお知らせ

期 日 7月28日(土)
時 間 13時～17時
講座科目

「社会主義と
スターリン主義」

講 師 経済学者
村 越 敬 一 氏

全組合員・家族の強固な団結で組織破壊攻撃を粉碎せよ！

明らかとなつた 退職金支払い不当性 第18回 中江公判報告

最終局面を迎えた中江公判は、七月九日、東京地裁において第18回公判が開かれ、中江顧問への退職金支払いを拒否する動労「本部」革マルの不当性が満天下に明らかになりました。

「除名・処分の有効性」論を粉碎

動労「本部」革マル弁護団は、中江顧問の退職を認めず「除名」「処分」の有効性を立証するため、動労「本部」規約・規則の解釈について執拗な追及を行つてきました。

すなわち、中江顧問の動労千葉への加入時期、動労「本部」犠牲者救済規則の立法主旨等を中心とするものです。これに対して中江顧問は、四月五日に林大鳳（当時委員長）に退職の意志表示を行い、四月九日に退職届けを郵送、即動労千葉に加入した事実を明らかにしました。

さらに「犠牲者への退職金の支払い」については「日高問題」の発生により再検討を加えた結果、たとえ該当者が除名になつたとしても「自己都合によ

る退職金の支給」を行うことを決定し、犠牲者救済規則の改正を行つたことを明らかにしました。

裁判官が再々度の和解勧告

公判は、中江顧問の原告本人尋問によって動労「本部」革マルの中江顧問への退職金支給拒否の行為が、あらゆる観点からみても不当な行為であることが明らかとなる中で、裁判官は再度の和解勧告を行つてきました。この勧告に対しても、動労「本部」革マル弁護団は、全国大会の開催を理由に故息にも引きのばしをはかつてきましたが、裁判官の強い意向により九月一四日に再度和解のための交渉を行うことを決定し終了しました。

日高動労千葉
84.7.23
No. 1697

国鉄千葉動力車労働組合
千葉市要町二一八（動力車会館）
(鉄電)二九三五)六・(公衆)〇四七二(22)七二〇七